

富士宮市議会議員政治倫理審査会

日 時 令和7年12月26日（金）

午前9時から

場 所 市議会第2委員会室

1 議 題

(1) 委員長の互選について

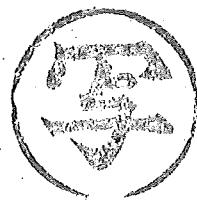
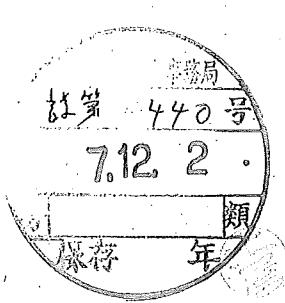
(2) 副委員長の互選について

(3) 審査事案の付託について

(4) 審査請求の内容について

(5) 今後の審査日程について

第5号様式（第5条関係）



2025年12月2日

富士宮市議会議長 宛

代表者 富士宮市議会議員 佐野和也

審査請求書（議員用）

富士宮市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定により、下記のとおり審査請求します。

記

審査対象議員の氏名	近藤千鶴
違反する疑いのある政治倫理基準	政治倫理条例 第5条 (5) 発言又は情報発信を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む）は、公職にある者としての自覚をもち、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。
違反する疑いの内容	篠原副市長宛の通告書の中で、処分要求は行政への付度として行ったなど根拠もない内容で、処分要求をおこなった議員に対し名誉を毀損する記述をしている。また諫訪部議員宛の通告書の中で、処分要求は行政への付度としてされたものだと、そうであれば議会人として恥すべき行為であるが、行政との関係で止むを得ない立場であったならそれなりの事情があったと一定の理解は示したい。など根拠もなく行政へ付度したと決めつけ恥すべき行為などと侮辱する記述である。さらに一方的に期限を切り守らなければ法的措置を講じるなどの、脅迫めいた言葉で書面での回答を強要する行為は強要罪ともとれる行動であり議員としての倫理観を疑う内容である。以上のことから政治倫理基準に違反していると思われることから審査を請求する。

審査請求者署名欄		
議員氏名	議員会派	署名年月日
赤地弘源	明和	2025.12.2
諏訪部孝敏	明和	2025.12.2
小松快造	つかじ	2025.12.2

※ 違反する疑いを証する書類を添付すること。

富士宮市議会議員政治倫理審査会 委員名簿

自 令和7年12月 23日
至 審査結果の報告終了

(議席番号順・敬称略)

会 派	氏 名	備 考
超党派虹の会	稲葉 晃司	
つなぐ	岩村 恵美	
明 和	芦澤 秀典	
公明会	佐野 寿夫	
至 誠	植松 健一	